

# 令和3年第5回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和3年11月24日（水曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	多治見	亮一	君	2番	高道	洋子	君
3番	進藤	晴子	君	4番	榊原	深雪	君
5番	田利	正文	君	6番	熊澤	芳潔	君
7番	高橋	健一	君	8番	川上	修一	君
9番	高橋	秀樹	君	10番	二川	靖	君
11番	木村	明雄	君	12番	井脇	昌美	君
13番	吉田	敏男	君				

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 渡辺俊一 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	松野孝	君
福祉課長	保多紀江	君
建設課長	増田徹	君

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一	君
事務局次長	野田誠	君
総務担当主査	中鉢武志	君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜P 4＞
- 日程第 4 報告承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 3 年度足寄町一般会計補正予算（第 7 号）〕＜P 5＞
- 日程第 5 議案第 8 9 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（障害者地域生活支援センター）＜P 5～P 7＞
- 日程第 6 議案第 9 0 号 令和 3 年度足寄町一般会計補正予算（第 8 号）＜P 7～P 8＞

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和3年第5回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

### ◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長 渡辺俊一君から、招集の御挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第5回臨時会の招集に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスは全国的に減少傾向が続いてきております。北海道の昨日の新規感染者が14人となっております、多くなったり少なくなったり、日によって増減ございますけれども、総体的には落ちついた状況が続いているのかなと思っております。

十勝管内では、新規感染者ゼロという日が、昨日で47日間続いておりますが、旭川では感染確認が継続しておりますし、札幌市では、医療機関でクラスターが発生しているなど、また海外でも感染が拡大しているというようなことが言われておりますので、まだまだ予断の許さない状況が続いているのかなと感じているところでございます。

これからますます気温が下がっていきましますし、屋内で過ごす時間が多くなる時期でございます。そういった意味で、それからまた飲食時の人数制限も解除されたというようなこともありまして、これからの忘年会など、飲食を伴う行事が多くなることが予想されますので、引き続き、換気も含めた基本的な感染防止対策を御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日御審議いただく議案でございますけれども、大誉地小学校の教員住宅新築事業に関する専決処分を行いましたので、その承認をお願いする報告承認1件と、議案2件を予定してございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、3番新藤晴子君。4番榊原深雪君を指名いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

本日開催されました、第5回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は本日1日間であります。

本日は、最初に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第3号と議案第90号を即決で審議いたします。議案第89号については文教厚生常任委員会へ付託し、閉会中の審査といたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

なお、本会議終了後、議場において全員協議会を行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

11月9日から11日にかけての大雨災害の状況等について報告いたします。

発達した低気圧から延びる前線が北海道通過するとともに、前線を伴った別の低気圧が北上し北海道付近を通過したことにより、十勝地方に暖かく湿った空気が流れ込んだため、9日から10日にかけて雨が強まり、降り始めからの雨量は、足寄観測所で89ミリ、柏倉観測所で126ミリ、上螺湾観測所では、101ミリとなる大雨となりました。

町の対応についてですが、10日午前4時42分、本町に洪水警報が発令されたことに伴い、担当職員が登庁し、情報収集と関係機関との連絡調整に当たりました。

主な被害経過ですが、午前6時頃に西町9丁目の町道美盛足寄線の横断管が、下愛

冠川から流れ込んだ雨水を通水し切れず、特別養護老人ホームの駐車場に水が流れ込みました。

防災担当職員が現地の状況確認後、福祉課と建設課職員が現場に向かい、道路上に土のうを設置して、町道山手通側への流水を遮断し、老人ホームを初め西町9丁目地区の冠水被害を回避するとともに、町道美盛足寄線を通行止めとしました。

午後2時ごろに、路面上の流水も解消したことから、土のう撤去及び路面整正を行い、午後3時に通行止めを解除しています。

また、午前9時頃には町道中足寄支線の法面が崩壊し、倒木により車両が通行出来なくなったことから、建設課職員が倒木を除去し、午前10時頃には通行を確保しました。

今回の大雨により、町道23路線で路面流出や路肩決壊などの被害が発生し、現在も町道茂螺湾上稲牛線、上稲牛線、美里別川川沿線の3路線が通行止めとなっておりますが、他の路線は建設課道路維持担当職員の直営作業により復旧しています。

河川では、キムクシダイナウシュベツ川の法面が決壊しており、建設課で今後復旧作業を行う予定としております。

次に農業被害ですが、大雨による畑の冠水や洗掘が9圃場で発生し、約4ヘクタールが被害を受けました。

河川の越水氾濫による農地の流亡土砂堆積も5圃場で発生し、被害面積は約2ヘクタールとなっています。

また、収穫後のビート堆積場から約60トンのビートが圃場内に飛散する被害も発生しました。

鹿柵も河川横断数か所で被害を受けていることが判明しており、今後も被害状況の把握に努め、関係機関と連携して対応策の検討を進めてまいります。

なお、応急復旧に当たり砂利が不足していることから、本臨時会に原材料費の補正

予算を提案させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げ、大雨災害についての行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

### ◎ 報告承認第3号

○議長（吉田敏男君） 報告承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを御報告し御承認をお願いするものでございます。

専決処分書、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分する。

専決処分の理由でございますが、大誉地小学校教員住宅新築事業の実施に当たりまして、世界的な木材価格の高騰により、事業費が不足し予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

令和3年度足寄町一般会計補正予算（第7号）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ469万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億7,551万円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

6ページをお願いいたします。

10款教育費、第2項小学校費、第3目学校建設費におきまして、小学校教員住宅新築事業といたしまして、大誉地小学校教員住宅新築工事請負費469万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

第2款町債におきまして、過疎対策事業債といたしまして、小学校教員住宅新築事業債460万円を計上いたしました。

以上で歳入を終わります。3ページへお戻りください。第2表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第7号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって報告承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度足寄町一般会計、補正予算（第7号）の件は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第89号

○議長（吉田敏男君） 日程第5、議案第89号、足寄町公の施設に関わる指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

福祉課長保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） 議案、議案7ページをお開き願います。

ただいま議題となりました議案第89号、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、足寄町障害者地域生活支援センターでございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、住所、足寄町旭町1丁目38番地、団体名、特定非営利活動法人ママサポートえぷろん、代表者、理事長帯谷昭子氏でございます。

3、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

次に、指定管理者の選定経過等について御説明申し上げます。

足寄町障害者地域生活支援センターは、福祉ホーム及び基幹相談支援センターなどの二つの機能を有している複合施設で、現在建設中であり、令和4年4月の供用開始を予定しております。

供用開始に当たりまして、当該施設の設置目的の達成と、民間の能力を活用した効率的かつ効果的な管理運営を図ることを目的に指定管理者制度を導入することとし、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき、広く透明性のある公募を行うことといたしました。

10月6日から29日までの期間で募集をした結果、1法人からの申請がございました。

令和3年11月10日、足寄町公の施設に係る指定管理者選定委員会が、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、特定非営利活動法人ママサポートえぷろんが指定管理者の候補者として選定されたところでございます。

指定管理者の選定理由につきましては、1点目として、特定非営利活動法人ママサポートえぷろんは、地域で暮らす高齢者、障害者など、援助を必要とする人が当たり前の生活を送るために必要な支援活動を行うことで、公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたNPO法人で、これまでの町からの受託事業においても中立公平に取り組んでおり、利用者の平等利用を確保し公平公正なサービスの提供を図ることができる。

2点目として、町の障害者相談支援業務を受託し、指定特定相談支援事業者として障害者の相談支援業務を行っているほか、福祉ホーム事業、日中一時支援事業、移動支援事業等の障害福祉サービス事業や、介護保険サービス事業を行っていることから、町内の福祉サービスに係る事情を熟知しており、足寄町役場福祉課と一体的に施設の効用を最大限に発揮できる。

3点目として、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、相談支援専門員等の運営に必要不可欠な資格を有する職員等を確保しており、施設の運営について、積極的

に取り組む姿勢がある。

4点目として、これまでの町からの受託事業における実績から見て、経営状況、財務状況ともに問題ない。

以上のことから、設置目的の達成と、効率的かつ効果的な管理運営が期待できるところでございます。

次に、資料として添付しております基本協定書案の概要について御説明申し上げます。

8ページをごらんください。

第1章の総則では、本協定の目的、指定管理者の指定の規定期間などを規定しております。

9ページ、第2章では業務の範囲と実施条件を、第3条では業務の実施等について、10ページ、第4章では備品等の扱い、11ページ、第5章では事業計画等について、第6章では指定管理料及び利用料等を規定し、第7章以降においては、その他協定に必要な項目について規定しております。

15ページからは、管理物件、リスク分担当、個人情報、取扱い特記事項を規定し、最後に仕様書を添付させていただいております。

なお、事業の実施に係る管理経費につきましては、3年間の合計で6,730万円の提案をいただいております。指定管理者の選定の議決をいただいた後に、指定管理料の債務負担行為の補正予算をお願いする予定でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番木村明雄君。

○11番（木村明雄君） ここで障害者施設が完成をするということで進むわけです

けども、ここで、旭町のママサポートえぶろんというところでもやっているけども、これについて、これは新しいところへ引っ越していくのかそれともそのままこう二つに分かれてやるのかその辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 現在利用している旭町の施設等を利用している方につきましては、全て新しい施設のほうに引っ越しをしまして、新しい施設のほうで福祉ホーム事業と、相談支援センターという二つの事業を行うことになっております。以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第89号、足寄町公の施設に関わる指定管理者の指定についての件は、文教厚生常任委員会に付託をし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって議案第89号、足寄町公の施設に関わる指定管理者の指定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

## ◎ 議案第90号

○議長（吉田敏男君） 日程第6、議案第90号、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長松野孝君。

○総務課長（松野孝君） ただいま議題となりました議案第90号、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第90号、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,245万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,796万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費におきまして、冬の生活支援対策事業といたしまして扶助費848万円などを合わせて866万2,000円を、障害者地域生活支援事業といたしまして、障害者地域生活支援センター無線LAN環境整備業務委託料120万2,000円など合わせて171万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持費におきまして、道路維持経費といたしまして、補修用資材費207万9,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わります。次に歳入について申し上げます。

6ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、及び第16款道支支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの補助金を計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財源調整のため、財政調整基金繰入金といたしまして1,024万1,000円を計上いたしました。

以上で、議案第90号、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議

のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6ページをお開きください。

6ページから9ページ。歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） それでは、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって議案第90号、令和3年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件は原案のとおり可決されました。

## ◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了をいたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第5回足寄町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会



令和3年第5回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員